

第7章 アスベスト（石綿）対策の推進

1 アスベスト（石綿）問題の背景

17年6月下旬に、兵庫県の大手機械メーカーが**アスベスト***が原因と見られる従業員の死亡を公表して以来、全国の多数の企業の従業員だけでなく、その家族や工場周辺の住民にも被害が及んでいる実態が明らかになり、大きな社会問題となっているところです。

「静かな時限爆弾」と例えられるように、アスベストによる健康被害は潜伏期間が数十年と長いことから、今後とも被害が拡大・長期化することが懸念され、行政においても長期にわたる対応が必要と考えられます。

2 府の取組

このような状況を踏まえ、府では、府民相談窓口の設置（17年7月～）をはじめ、大気汚染防止法等に基づき把握しているアスベスト製造事業場等に係る情報の開示（17年7月～）、府内の建築物の調査（17年7月～）、庁内におけるアスベスト対策推進会議の設置（17年10月）、関係住民等に対する特別健診の実施（17年11月～）及び大気環境調査（17年12月～）などの各種取組を進め、府民の不安解消や健康被害の防止などに努めてきました。

3 「府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例」の制定

アスベストの主な用途は建築材料であり、今後、高度経済成長期に建築された建築物の解体・改築がピーク期を迎えることから、建築物の解体現場におけるアスベストの周辺環境への飛散が懸念されます。

大気汚染防止法にも、吹付けアスベストを含む建築物に係る解体等作業時の周辺環境への飛散防止を目的とする事前届出制度などが設けられていましたが、その規制対象となる建築物には延べ床面積が500平方メートル以上であることなどの規模要件が設定されていました。

国は、大気汚染防止法施行令の改正による規制の規模要件の撤廃等を検討していましたが、府では建築物の解体等に緊急的に対応するため、国の改正に先行して、17年10月、「府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例」を制定し、規制の規模要件の撤廃等を行いました（17年11月1日施行）。

<条例の主な内容>

○解体等作業の実施の届出

- ・大気汚染防止法が規制対象としている耐火・準耐火建築物の規模（延べ床面積500平方メートル以上、かつ、解体等に係る吹付け石綿面積50平方メートル以上）未満の解体等工事についても、工事開始予定日の14日前までに府に届出を義務づけ。
- ・届出に基づき、計画の内容に記載された解体等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは勧告をすることができる。

○作業基準の設定

- ・大気汚染防止法が規制対象としている耐火・準耐火建築物の規模（延べ床面積500平方メートル以上、かつ、解体等に係る吹付け石綿面積50平方メートル以上）未満の解体等工事を対象に、隔離、湿潤化等の作業基準を新たに設定する。
- ・解体工事を施工する者に対して作業基準の遵守義務を課するとともに、違反者に対しては、作業基準に従うことや作業の一時停止を勧告することができる。

○注文者の配慮義務

- ・解体工事の注文者に対しても、施工者が作業基準を遵守することができるように、施工方法や工期等についての配慮を義務づける。

○立入検査・報告徴収

- ・規制の実効性を確保するための措置として、解体工事の施工者に対する立入検査や報告徴収の権限を条例の施行に必要な限度において行使することができる。

○公表

- ・無届出、勧告違反等の場合に事業者名等を公表することができる。

4 大気汚染防止法等の改正

17年12月21日、国は大気汚染防止法政省令を改正し、規制の規模要件の撤廃等を行い、建築物の解体等に伴うアスベストの周辺飛散防止対策を強化しました（18年3月1日施行）。府では、この施行に先立ち、18年2月に関係事業者説明会を開催し、石綿障害予防規則など関係他法令に基づく制度と合わせ、大気汚染防止法政省令改正の周知を行いました。

また、国は18年2月10日、解体等に伴うアスベストの周辺飛散防止対策の規制対象に工作物を加えることを内容とする大気汚染防止法の改正を行いました（18年2月10日から8月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。